



市民税・県民税の納付は 6月から

市民税課 国775-5131
国775-9846

令和2年度の市民税・県民税(住民税)額を6月に決定します。課税される人には、次の①～③の各通知書で年税額などをお知らせします。

また、昨年分の申告内容や収入の種類などにより、年税額を複数の方

法で納付する場合がありますので注意してください。なお、申告期限を4月16日まで延長したことについて、申告書の内容が年税額の算定に間に合わなかったものは、確認ができ次第反映します。※非課税となる人

に通知書は送付しません。

■通知書、納付方法

①給与所得等に係る市民税・県民税
特別徴収税額の決定通知書(勤務先から配布)／6月～令和3年5月の毎月の給与から、市民税・県民税を12回に分けて特別徴収(天引き)します。

す。

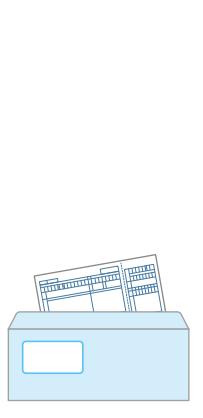
②公的年金等所得に係る特別徴収税額の決定通知書(市から郵送)／4月～令和3年2月までの各支給月に支給(6回)される公的年金から市民税・県民税を天引きします。なお、

4・6・8月は、前年度に通知した

仮徴収税額を天引きします。②に加え①の方法でも納付する人は、②の通知書に内訳が記載されています。

③納稅通知書(普通徴収分)(市から郵送)／年税額のうち、①②以外の税額を4回に分けて納付書または口座振替で納付します。③に加え①または②の方法でも納付する人は、③の通知書の1ページ目に内訳が記載されています。

郵便局(国保加入者)から7月の誕生日の翌月(1日生まれ)までは、国保被保険者証兼高齢受給者証を医療機関などの窓口で提示することで、負担割合が2割または3割になります。負担割合を判定する所得基準は左表のとおりです。負担割合の判定は、同一世帯に属する70～74歳の国保加入者の所得を基準に行うため、同一世帯の70～74歳の人は同じ負担割合になります。



金課または名支所・出張所
■70歳以上の国保加入者

70歳の誕生日の翌月(1日生まれ)

の人は誕生日から75歳の誕生日の前日までは、国保被保険者証兼高齢

受給者証を医療機関などの窓口で提示することで、負担割合が2割または3割になります。負担割合を判定する所得基準は左表のとおりです。

負担割合の判定は、同一世帯に属する70～74歳の国保加入者の所得を基準に行うため、同一世帯の70～74歳の人は同じ負担割合になります。

※同一世帯内の70～74歳の人が国保を加入・脱退した時や所得額などの変更があった時は、負担割合をさかのぼって変更することができます。

年金振込通知書の郵送

大富年金事務所 国652-33399
ねんきんダイヤル 国0570-05-11165

年金振込通知書は、金融機関などの口座振り込みで年金を受け取っている人に、毎年6月に1年分の年金支払額などをお知らせするものであります。年金支払額に変更があったときは、その都度、当月と次回以降の年金支払額などを記載した通知書を郵送します。

年金から特別徴収(天引き)されている保険料(税)額と個人住民税額について、左表の担当課に問い合わせてください。

自己負担割合(世帯単位)	判定基準(対象者/同一世帯の70～74歳国保加入者)
2割	①対象者全員の市・県民税課税標準額が145万円未満 ②対象者全員の旧ただし書き所得※の合計額が210万円以下
3割 (現役並み所得者)	①②に該当せず、市・県民税課税標準額が145万円以上の対象者が1人でもいる

※総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から基礎控除額33万円を控除した額(離損失の繰越控除額は控除しない)

保険料(税)	担当課	電話	ファックス
介護保険料	高齢介護課	775-5127	776-8872
国民健康保険税	保険年金課	782-6471	775-9827
後期高齢者医療保険料		775-5125	
個人住民税	市民税課	775-5131	775-9846

問とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 ※記載のないものは「無料」
申込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問い合わせ

定員 持ち物

令和2年度教科書展示会

指導課 国775-9672
国775-5633

公立小・中学校で使用する教科書の見本などを展示します。国6月12日(金)～26日(金)11～18時(予定、22日(月)を除く、26日は14時まで)所コミニュニティセンター

児童手当現況届の提出を

子ども支援課 国775-5120
国774-5342

児童手当を受給している人は、毎年6月に現況届の提出が必要です。現況届は6月1日現在の状況児童の養育状況、所得、加入している年金の種別を確認し、引き続き手当を受けられるかどうかを審査するものです。該当者には5月下旬に現況届を郵送していますので、必要事項を記入後、提出してください。提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、注意してください。

【提出方法】同封の返信用封筒で郵送または直接、子ども支援課または各支所・出張所へ ※必要に応じて健康保険証の写しなどの書類を添付してください。※市ホームページから電子申請することもでき

ます。電子申請にはマイナンバーカードと、マイナンバーカードに対応するスマートフォンまたはICカードリーダライタが必要です。

訪問型子育て支援事業

子育て世代包括支援センター 国778-2008
国777-5804

未就学児がいる家庭で「気軽に話せる相手がない」「大勢の人がいるところが苦手」「外出するのがつらい」「とにかく話を聞いて欲しい」など、こんな悩みはありませんか？

子育て支援センター内に設置している「子育て世代包括支援センター」の保育士資格を持つ子育て支援員が家に伺い、育児の悩みや不安の解消、ふれあい遊びの紹介や子育て支援の情報提供などをします。気軽に利用してください。

(祝・年末年始を除く) 国末就学児の保護者 申電話で子育て世代包括支援センター(子育て支援センター内)へ



おめでとうございます

秘書政策課 国775-3849・国775-9861

令和2年春の叙勲、第34回危険業務従事者叙勲の市内の受章者を紹介します(敬称略)。

令和2年春の叙勲

瑞宝双光章

大久保 輝幸(国土交通行政事務功労)
藤波 政明(教育功労)

瑞宝单光章

古賀 健一郎(専門工事業務功労)

第34回危険業務従事者叙勲

瑞宝双光章

大野 隆(警察功労)
竹房 豊竜(防衛功労)
山下 雅弘(消防功労)

上尾丸山公園の大池 かいぼりの効果検証にご協力を

みどり公園課 国775-8129・国775-9906

上尾丸山公園では水辺の再生を目指してかいぼりを行い、全ての日程が完了しました。大かいぼり祭や池干し祭にご協力をいただきありがとうございました。

今後は、かいぼりの効果を検証します。大池の噴水は、水草の定着の支障になると考えられるため、検証期間中は運用を休止します。今後も上尾丸山公園の水辺の再生に努めていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

かいぼりによる在来種の自然な回復を見守るため、公園を利用するときは次のとおりお願いします。

検証期間中は釣り行為をしない／生き物に餌をあげない／水草の採取、刈り取りなどをしない／生き物の持ち込み、持ち出しをしない



かいぼり後の大池(令和2年4月現在)

小型充電式電池の処分方法にご注意を

西貝塚環境センター ☎781-9141・㈹781-9166

西貝塚環境センターや収集作業中のごみ収集車で、電化製品などに含まれる小型充電式電池が原因と考えられる火災が多発しています。

不要になったニカド電池やニッケル水素電池、リチウムイオン電池などのリサイクルマークが表示された小型充電式電池は、市では収集していません。小型充電式電池の回収は(一社)J B R Cのリサイクル協力店(電器店・ホームセンターなど)で実施しています。

リサイクル協力店は、(一社)J B R Cのホームページ(㈹https://www.jbrc.com/)で確認してください。



ニカド電池



ニッケル水素電池



Li-ion

上尾夏まつりの中止

上尾夏まつり実行委員会事務局の齋藤

市観光協会
㈹775-5917
775-5024

080-6509-2158

上尾市長等政治倫理条例(案) への意見を募集

総務課

775-4963
775-9819

7月11日(土)・12日(日)に開催を予定していた「上尾夏まつり」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止します。ご理解ご協力をお願ひします。

市長、副市長、教育長が市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、その権限または地位の影響力を不正に行使して自己または特定の者の利益を図ることのないよう「上尾市長等政治倫理条例」を制定しま

家庭用パソコンなどの宅配便による回収サービスを開始

西貝塚環境センター ☎781-9141
㈹781-9166

小型家電リサイクル法の認定事業者であるリネットジャパンリサイクル(株)との連携と協力に関する協定を締結し、宅配便による家庭用パソコンなどの回収を始めました。

回収品目にパソコン本体が含まれている場合、1箱分の回収料金が無料となります。プリンターなどの周辺機器も一緒に回収できます。無料となる箱のサイズと重量の上限は、3辺合計で140cm以内、重量20kg以下です。個人情報のデータ消去サービスもあります。

無料回収の条件や申込方法、回収対象品目など詳しくは、リネットジャパンリサイクル(株)のホームページ(㈹https://www.renet.jp/)をご覧ください。



す。このたび、その案がまとまりましたので、市民コメント制度に基づき、意見を募集します。【条例(案)の公表・意見募集期間】7月1日(水)～31日(金)

【条例(案)・意見書の設置場所】総務課、市役所1階情報公開コーナー、各支所・出張所・公民館※市ホームページにも掲載します。

【条例(案)・意見書の設置場所】総務課、市役所1階情報公開コーナー、各支所・出張所・公民館※市ホームページにも掲載します。

西貝塚環境センター
781-9141

781-9166

ごみ収集カレンダーを配布

ageo.lg.jp)へ ※電話では受け付けできません。

クス、メールで総務課(〒330-8510 1本町3-1-1、㈹78100500@city.a

ンダー』(7月1日～令和3年6月30日分)を6月中に配布します。今

回から市内4地区を1冊にまとめたため、これまでのカレンダーとは様式が異なります。ルールを守り、必ずカレンダーの日程に従ってごみを出してください。ご協力をお願いし

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 ※記載のないものは「無料」
申込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問い合わせ

定定員

持持物

財政事情を公表

財政課

TEL 775-4247・FAX 776-8873

毎年6月と12月に財政事情を公表しています。これは、市民の皆さんのが納めた貴重な税金や国・県からの支出金などが、どのように使われているかをお知らせし、市政について理解を深めていただくためのものです。

今回の収支状況などは令和2年3月31日現在のもので、4月1日～5月31日の出納整理期間の収入・支出は含まれていません。その分を含めた平成31年度決算は『広報あげお』12月号でお知らせします。

引き続き上尾市財政規律ガイドラインに基づき、財政基盤の強化を図り、健全な財政運営に努めてまいります。

■会計別の収支状況

会計名	予算現額	収入済額	収入率(%)	支出済額	執行率(%)
一般会計	661.7	591.6	89.4	584.2	88.3
国民健康保険	219.2	202.0	92.2	201.7	92.0
介護保険	168.7	164.2	97.3	146.8	87.0
後期高齢者医療	28.5	27.7	97.2	26.7	93.7
合 計	1,078.1	985.5	91.4	959.4	89.0

■一般会計の収支状況明細

令和2年3月31日現在の市民1人当たりの支出額は、約25万5,000円です。

●歳入

(単位:億円)

款	予算現額	3月末 収入済額	収入率 (%)
市 税	311.5	306.0	98.2
国庫支出金	106.9	102.6	96.0
市 債	54.1	5.6	10.4
県 支 出 金	48.3	37.1	76.8
地方消費税交付金	37.4	36.4	97.3
地方交付税	28.8	31.5	109.4
繰 越 金	18.9	18.9	100.0
諸 収 入	15.5	11.4	73.5
使用料及び手数料	6.5	6.6	101.5
地方譲与税	3.9	4.0	102.6
そ の 他	29.9	31.5	105.4

●歳出

(単位:億円)

款	予算現額	3月末 支出済額	執行率 (%)
民 生 費	312.8	291.7	93.3
総 務 費	72.2	57.8	80.1
公 債 費	69.0	69.0	100.0
衛 生 費	54.7	42.7	78.1
教 育 費	54.4	45.5	83.6
土 木 費	52.3	39.7	75.9
消 防 費	26.4	25.3	95.8
商 工 費	9.0	7.0	76.7
災 害 復 旧 費	4.5	0.0	0.0
議 会 費	4.3	4.0	93.0
農 林 水 産 業 費	1.8	1.5	83.3
予 備 費	0.3		

■市債の状況

令和2年3月31日現在の市民1人当たりの市債残高は、32万109円です。

区分	金額
一般会計	525億1,309万円
水道事業	35億5,524万円
公共下水道事業	172億4,858万円
合 計	733億1,691万円

※市債とは、学校や道路、上下水道などの公共施設を整備するために国や県、金融機関などから借り入れたお金です。

■水道事業会計の収支状況

(単位:億円)

会計名	予算現額	収入・支出済額	収入・執行率(%)
収益的収入	44.6	44.7	100.2
収益的支出	42.5	38.6	90.8
資本的収入	4.2	2.1	50.0
資本的支出	18.3	13.0	71.0

■公共下水道事業会計の収支状況

(単位:億円)

会計名	予算現額	収入・支出済額	収入・執行率(%)
収益的収入	37.8	38.3	101.3
収益的支出	37.2	36.6	98.4
資本的収入	22.4	22.8	101.8
資本的支出	33.3	32.0	96.1

- 市 税…個人や法人が市に納める税金
■国庫支出金…国と市が共同で行う事務・事業に交付されるお金
■市 債…道路や学校などの整備を行うために銀行などから借りるお金
■県 支 出 金…県と市が共同で行う事務・事業に交付されるお金
■地方消費税交付金…消費税のうち一定割合が人口などに応じて全国の市町村に交付されるお金
■地方交付税…一定水準の行政サービスを提供するため、国から交付されるお金
■繰 越 金…前年度の会計から持ち越されたお金
■諸 収 入…市の預金利子や貸付金の元金収入など、他の収入には含まれないお金
■使用料及び手数料…施設の使用料や住民票などを取得する時にかかる手数料
■地方譲与税…国税として徴収される自動車重量税などのうち、市に譲与されるお金

- 民 生 費…保育所の運営、高齢者や障害のある人へのサービス提供などの費用
■総 務 費…選挙、戸籍、徴税、庁舎管理などの費用
■公 債 費…借り入れたお金の返済などの費用
■衛 生 費…ごみ・し尿の処理、環境対策、健康推進などの費用
■教 育 費…学校、図書館、公民館などの管理・運営、文化・スポーツ振興の費用
■土 木 費…道路、河川、公園の整備・管理、都市整備などの費用
■消 防 費…消防施設の整備や救急活動、災害対策などの費用
■商 工 費…商工業の推進や振興などの費用
■災 害 復 旧 費…災害によって生じた被害の復旧の費用
■議 会 費…議会運営などの費用
■農 林 水 産 業 費…農林水産業の推進や振興などの費用

■市有財産の状況

市が保有する主な財産は、以下のとおりです。

(単位:㎡)

	土 地	建 物
行政財産	1,767,254	376,589
普通財産	117,978	7,789
合 計	1,885,232	384,378

※行政財産とは、庁舎、消防施設など市が直接使用する財産や学校、公民館、公園など、市民が共同利用する施設です。

※普通財産とは、貸し付けができる特定の使用目的を持たない財産です。

平成31年度 情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

総務課 ☎775-4963・㈹775-9819

市民の知る権利を尊重し、市民に信頼される開かれた市政の発展を目的に情報公開制度を設けています。また個人の権利利益の保護と、公正で信頼される市政を推進するため個人情報保護制度を設けています。

■情報公開制度

市が保有している行政文書を請求または申し出に基づいて公開する制度です。平成31年度の公開の請求・申し出の処理件数は、856件でした(表1)。

公開の請求または申し出を受けた行政文書は、原則として全てを公開することになっていますが、特定の個人が識別される個人情報や法令などの規定により公にすることのできない情報などが含まれる行政文書は、非公開になる場合があります。

●対象の行政文書 市職員が職務上作成または取得した文書、図画、写真、磁気テープ、磁気ディスクなどです。

[表1]行政文書の公開についての運用状況 (令和2年3月末現在)

実施機関	受付区分	受付件数	処理件数					未処理件数
			公開	部分公開	非公開 (文書不存在を含む)	取り下げ	計	
市長	請求	395	98	199	95	3	395	0
	申出	126	27	92	7	0	126	0
	合計	521	125	291	102	3	521	0
教育委員会	請求	259	61	54	142	2	259	0
	申出	5	0	5	0	0	5	0
	合計	264	61	59	142	2	264	0
選挙管理委員会	請求	2	0	1	1	0	2	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0
	合計	2	0	1	1	0	2	0
監査委員	請求	4	0	4	0	0	4	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0
	合計	4	0	4	0	0	4	0
農業委員会	請求	3	0	3	0	0	3	0
	申出	2	0	2	0	0	2	0
	合計	5	0	5	0	0	5	0
水道事業の管理者の権限を行う市長	請求	29	1	26	2	0	29	0
	申出	14	0	14	0	0	14	0
	合計	43	1	40	2	0	43	0
消防長	請求	1	0	1	0	0	1	0
	申出	6	1	4	1	0	6	0
	合計	7	1	5	1	0	7	0
議会	請求	10	0	7	2	1	10	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0
	合計	10	0	7	2	1	10	0
合計	請求	703	160	295	242	6	703	0
	申出	153	28	117	8	0	153	0
	合計	856	188	412	250	6	856	0

※「請求」とは市内に在住か在勤または在学の人などが、平成12年4月1日以後に市が作成または取得した行政文書の公開を求めることがあります、「申出」とは請求権のない人が行政文書の公開を求めることがあります、または平成12年4月1日前の行政文書の公開を求めることがあります。

※上記以外の実施機関は実績がありません。

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額
申込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問い合わせ

●請求または申し出の方法 情報公開コーナー(市役所1階)または各担当課で、請求書または申出書を用いて行います。市は請求または申し出があった日から起算して15日以内に公開・非公開の決定をし、請求者または申出人に文書で公開の日時を、非公開の場合はその理由をお知らせします。

●審査請求 請求した人が非公開または部分公開とした決定に納得できない場合には、審査請求をすることができます。弁護士などの専門家で構成された審査会に内容の調査・審議を諮問し、その答申に基づいて裁決します。

■個人情報保護制度

市が保有する個人情報の取扱いの基本的なルールを定めたものです。これにより個人情報を保護する措置を徹底するとともに、自分の個人情報の開示・訂正などを請求する権利を保障しています。平成31年度の個人情報の開示請求の処理件数は71件で、個人情報の訂正などの請求はありませんでした(表2)。

収集する個人情報は、事務を行って必要な範囲内の個人情報です。思想、信条など内心の自由についての個人情報や社会的差別の原因となる可能性のある個人情報は、原則として収集していません。

[表2]個人情報の開示などの運用状況 (令和2年3月末現在)

実施機関	受付件数	処理件数					未処理件数
		開示	部分開示	不開示	不存在	取り下げ	
市長	68	27	30	1	9	1	68
教育委員会	1	0	1	0	0	0	1
消防長	2	0	2	0	0	0	2
合計	71	27	33	1	9	1	71

※上記以外の実施機関は実績がありません。

■会議公開制度

市が設置する各種の審議会・委員会・協議会などの会議を原則として公開するものです。

「会議開催のお知らせ」を情報公開コーナーと各支所・出張所に掲示します。傍聴希望の人は、会議の当日、直接会場においてください。平成31年度の運用状況は表3のとおりです。

[表3]会議の公開の運用状況

区分	公開	審議事項によっては非公開となる	非公開
開催件数	136	12	211
傍聴人数	92	21	—

※非公開の会議の開催件数211件中193件は、介護認定審査会の会議の開催件数です。

ご利用ください 高齢者サービス

高齢介護課 ☎775-5124・㈹776-8872



高齢者が自立し、生きがいをもって生活が送れるように支援とともに、その家族の介護負担を軽減するためのサービスです。詳しくは、高齢介護課に問い合わせてください。※サービスはいずれも市内に住所がある人が対象です。

利用できる施設

- 老人福祉センターことぶき荘 (☎776-2265)
内健康増進とレクリエーションの施設(無料入浴あり)
対60歳以上の人 【開館日】(月)～(金)9時30分～16時(敬老の日を除く(祝と12月28日～1月4日は休館)) ※詳しくは、ことぶき荘に問い合わせてください。
- 老人だんらんの家
所地区集会所など 内高齢者同士の交流 対該当自治会などのおおむね60歳以上の人

手当・給付など

- 日常生活用具の給付
内火災警報器、自動消火器、電磁調理器を給付(事前に防災の配慮が必要かどうかの調査あり、種目ごとに1個まで) 対おおむね65歳以上の在宅で寝たきりまたは一人暮らしの人 ※世帯を構成する全員が住民税非課税であることが条件です。費給付内容ごとの基準額を超えた場合は、自己負担あり
- 要介護高齢者手当の支給
内年3回(8・12・4月)、月額1万円(申請月から)を支給
対65歳以上で、介護保険で要介護4・5の人(施設や医療機関などの入所・入院者を除く) ※世帯の生計中心者(所得の最も多い人)が所得税非課税であることが条件です。※要介護高齢者介護者慰労金の支給を受けている人を除きます。
- 要介護高齢者介護者慰労金の支給
内年3回(8・12・4月)、月額1万円(申請月から)を支給
対65歳以上の介護保険で要介護4・5の人(施設や医療機関などの入所・入院者を除く)と同居し、常時介護している人 ※要介護高齢者手当の支給を受けている人を除きます。

●住替家賃の助成

- 内民間賃貸住宅に住み、取り壊しにより転居を求められた高齢者世帯に、転居後の家賃の一部を1年間助成(転居先は民間賃貸住宅に限る) ※立ち退き請求があった時点での相談が必要です。【助成金額】転居後の住宅の月額家賃から転居前の住宅の月額家賃を減じた額(月1万円を限度) 対市内に引き続き1年以上居住する65歳以上の人一人暮らしの世帯または65歳以上の人を含む60歳以上で構成する世帯(世帯の生計中心者(所得の最も多い人)の前年度分の市民税所得割が非課税の世帯) ※生活保護を受けている人を除きます。

●紙おむつの給付

- 内申請月から月1枚(4,690円)の紙おむつ券を交付し、

次の①②のいずれかの方法で紙おむつを給付①市指定の薬局・薬店で紙おむつ券と紙おむつを交換②償還払い(市指定の薬局・薬店以外で紙おむつを購入した場合に、領収書またはレシートを添付して申請すると、購入代金を指定口座に振り込む) 対65歳以上で、介護保険で要介護4・5の人(施設や医療機関などの入所・入院者を除く) ※世帯の生計中心者(所得の最も多い人)が所得税非課税であることが条件です。

●敬老祝金の贈呈

内77・88・99歳／10,000円、100歳／50,000円、最高齢(男・女)／30,000円 ※令和2年度から、贈呈年齢と贈呈額が変更になります。9月に民生委員が届けます。対8月31日現在、市内に引き続き1年以上住民登録がある77・88・99・100歳の人、最高齢の男・女各1人

●その他のサービスなど

●徘徊高齢者等探索サービス

内高齢者が所在不明になった時、居場所を確認できる位置探索端末機を貸与 対おおむね65歳以上の、在宅の認知症による徘徊症状のある人または初老期認知症の人を介護している人 費税抜き月額210円(開始時負担2,000円)

●緊急通報システム

内緊急通報機を貸与 【機器使用料】税抜き月額1,200円(世帯の生計中心者(所得の最も多い人)が所得税非課税の世帯は無料) 【通話料】自己負担 対市内に住所があり、おおむね65歳以上で、日常生活上、常時注意が必要な人または外出困難な在宅の重度身体障害者

●いきいきクラブ

内自治会などを単位に活動している自主的組織で、新しい仲間づくりや生きがいづくり、健康づくりを目的に、スポーツ、レクリエーション、趣味活動、ボランティアや地域活動を実施 対おおむね60歳以上の人

●ヘルプカード

内高齢者や障害のある人(難病患者を含む)などが、災害時や緊急時、日常生活の中で困った時に、必要な支援や配慮を周囲の人にお願いするためのカード

●ヘルプマーク

内外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人にそのことを知らせるためのマーク



●あんしん証

内顔写真入りで、公共施設の料金割引時の年齢確認や、外出時の緊急連絡用カードとして利用可能なカード 対60歳以上の人